

# 島田市新型コロナウイルス感染症対処方針（令和3年5月改定版）

令和3年5月14日

島田市新型コロナウイルス感染症対策本部

市内の感染状況は、令和3年4月中旬までは相当低いレベルで抑えられてきたものの、4月下旬に入り拡大傾向に転じ、5月始めの飲食店クラスター発生に伴い、急激な感染拡大に至った。連休間の人流増大、感染力の強い変異株の影響及び感染予防対策の不備が重なったことが主な要因と見られる。

県は、流行期を「感染まん延期・中期」、警戒レベルを「レベル5（特別警戒）」としており、職場や施設内クラスター等の散発的発生や新規感染者数の増大傾向等、感染拡大第4波の兆しが明確となりつつある。また、域内経済循環の取組を推進しつつも、国の特定自治体に対する緊急事態宣言発令やまん延防止等重点措置の適用に伴い、感染拡大地域との往来回避を強く呼びかけるとともに、既に80%以上が置き換わっているとみられる変異株による感染拡大に危機感をもって対応している。

市は、県の取組と連携しつつ、変異ウイルスを念頭に置いた感染予防対策を一層強化するとともに、市民一丸となった感染拡大防止対策に加え、5月17日からは75歳以上の高齢者に対するワクチン接種を本格的に開始する。

5月下旬にかけて、連休間の人流増大や感染力の強い変異ウイルスの影響による陽性確認件数が40歳代以下を中心に急激に増大する可能性があることを踏まえ、改めて家庭内、地域、学校、職場、施設、医療機関等での感染予防対策の点検・見直し・改善を進めるとともに、クラスター発生時の初動対応をより一層迅速・的確に行う体制を構築することとした。

並行して、ワクチン接種を計画的に進める中で、再度のクラスター発生等の急激な感染拡大を防止し、社会経済活動を維持・継続しつつ、感染流行の長期化に伴う波及的被害にも目配りしつつ、市民の命と暮らしを守る観点から対処方針を改定することとした。

## 1 現在の状況

### (1) 県の状況

ア 感染状況⇒最終的に5月14日段階で判明した最新の状況に修正予定

#### ① 感染拡大状況の6つの指標・目安（5月14日現在）

a ステージⅢレベル：感染まん延期・中期

b 新規感染者数、療養者数、重症者数の増加に伴い病床占有率が上昇  
また、感染経路不明者数、検査陽性率も上昇傾向

② 実効再生産数（5月12日現在）「1.34」であり上昇傾向（全国より  
数値「1.15」より高い）

③ 会食、事業所、高齢者施設、カラオケ、病院関連のクラスターが散発的に発生

④ 変異株による感染は、4月30日からの1週間の陽性数の約83%

イ 警戒レベル（5月14日現在）

警戒レベル	<u>レベル5（特別警戒）</u>
感染流行期	<u>感染まん延期・中期</u>
感染予防対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>3密回避等の感染予防対策の徹底による変異株への感染防止</u></li> <li>● <u>感染拡大地域との不要不急の交流自粛</u></li> <li>● <u>会話時の距離の確保・マスク着用の徹底、会食時の黙食の推奨、家族等以外の人とのバーベキュー自粛</u></li> <li>● <u>飲食店でのクラスター発生防止と利用者の協力</u></li> <li>● <u>職場での感染防止対策の徹底</u></li> </ul>
県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限	<p>「回避」「訪問自粛」 緊急事態宣言：1都2府1道5県、まん延防止等重点措置適用：15県、独自の外出自粛発出：13県</p> <p>「特に慎重に行動」：3県</p> <p>「慎重に行動」：11県</p>

(2) 中部保健所管内の状況（5月13日現在）

ア 陽性確認者数 666人（新規件数は、4月中旬をピークに減少傾向）

イ 入院者数 33人、病床占有率 19.8%（上昇傾向）

(3) 島田市の状況（5月13日現在）

ア 累計陽性確認者 149人。直近1週間10万人当たりの陽性確認 17人（ステージⅢレベル）

イ 累計数10万人当たりの件数は、県平均の77%。中部保健所管内平均よりやや多い。

ウ 40歳代以下の若い世代の陽性確認件数が急増する中で、本来重症化リスクの高い70歳以上の陽性確認件数は微増

エ 5月2日判明した飲食店クラスターは、直接感染が14人、2・3次感染者16人が判明。5月7日段階で、クラスター拡散はほぼ収束

オ 変異ウイルスの感染率が急増

カ ワクチン接種

当面、65歳以上の高齢者を対象に、5月から6月にかけて、予約・接種を本格開始

## 2 対応の基本的考え方及び重点対策

(1) 対応の基本的考え方

ア 感染拡大の全国的・地域的動向を踏まえ、感染拡大予防については、「重症患者を増やさない」ことを主眼に取組を進めるとともに、感染力の強い変異株の流行や自粛疲れによる感染予防対策のマナー化の懸念を念頭に、3密回避、うがい・手洗い・消毒の励行、換気等の新たな生活様式のさらなる定着を図る。

また、変異株の感染力は非常に強く、幅広い年代層での感染が確認されていることから変異株の脅威及び全世代における感染リスクが高まっていることの周知を図る。

さらに、クラスター（集団感染）発生に伴う迅速・的確な対応により、感染拡大の早期封じ込めと収束ができるよう、あらかじめ所要の措置を講じる。

イ ワクチン接種の進捗（接種率70%以上を達成）による集団免疫獲得との相乗効果が得られるように努める。

ウ 収束まで相当な期間が見込まれるコロナ禍の下、感染拡大を予防しつつ市民生活や社会経済機能を維持するための行政機関での業務継続、事業所・各種団体等での事業継続に必要な取組を積極的に推進する。

エ 市民生活、生産基盤、雇用の維持に必要な事業所や地域医療機関を存続させるための経営基盤を強化する取組を充実させる。

オ 新型コロナ感染症流行の長期化に伴う、生活困窮、失業、メンタル面を含めた健康悪化、高齢者の家庭内転倒事故等の増加、家庭内トラブルの増加、デジタル化に係る教育格差、社会不安の増大、誹謗中傷や差別偏見等の社会的・経済的な疲弊状況の顕在化が今後顕著になることを念頭に、現行制度での対策に加え、新たな対策を幅広く検討する。

カ コロナ禍を変革や創造の好機と捉え、感染収束後の社会経済体制の変化に適応し持続的発展につなげるための取組を先行的に進める。

キ 上記取組を進めるとともに、南海トラフ巨大地震、大規模風水害等自然災害への対応を継続し、併せて今後予期される新興感染症への対応にも備える。

## (2) 重点対策項目

### ア 重症患者を増やさない感染対策

① 島田市立総合医療センターを核とした市内の医療体制を維持するために、医療機関での集団感染の予防に加え、医療提供体制強化のための措置を講ずる。また、重症化リスクを軽減するために、高齢者や基礎疾患を有する人の、かかりつけ医での定期的な受診や一般市民の特定健診などの平常時の医療活動を停滞させないようにする。

② 重症化・重篤化リスクの高い高齢者等の社会福祉施設での集団感染を阻止するための措置を講じる。

③ 感染拡大原因の多数を占める家庭内感染による在宅の高齢者の感染リスクを軽減するための、手洗い・消毒等家庭内での感染対策の徹底を図る。

④ 年齢を問わず重症化リスクを高める変異ウイルスによる感染拡大を抑止するため、学校や子育て世代が利用している保育所等において、ウイルスを「持ち込まない、持ち出さない」ことを着眼においた対策を強化する。

⑤ 変異ウイルスによる感染拡大に伴い、今後予想される自宅療養者の容態急変に対応し得るよう、県と連携した措置を講じる。

⑥ 重症化リスクの高い高齢者に対するワクチン接種率70%以上を達成するよう努める。

イ コロナ禍での業務継続・事業継続

ウ 事業所、地域医療機関の存続

エ 新型コロナ感染症流行の長期化に伴う社会的・経済的な疲弊状況の顕在化への対応

オ 感染収束後の新たな社会経済体制の変化への適応

カ 自然災害における新たな災害リスクや新興感染症への対応の備え

### 3 分野別の対応

#### (1) 対応体制

島田市新型コロナウイルス感染症対策本部体制を維持し、総合的な取組を推進するとともに、事態の急変への迅速かつ効果的な対応を容易にする。

また、ワクチン接種推進本部の取組と連動させる。

#### (2) 情報収集、サーベイランス

ア 国内外及び県内、中部地域での新型コロナウイルス感染症の発生状況、治療薬やワクチンの開発状況等について、適宜情報を収集し、島田市への影響度を分析・評価する。この際、感染力の強い変異ウイルスの影響及びワクチン接種進捗に伴う抑制効果をデータに基づき努めて正確に把握する。

イ 市内での陽性確認者（感染者）や濃厚接触者の状況は、県・中部保健所を通じてタイムリーかつ継続的に情報を入手する。特に、クラスター発生に際しては、県・中部保健所との連携を強化して、関係者の把握を迅速に行う。

ウ 感染者の特定をより円滑に行うため、県からの業務委託により、8月26日から運用開始した地域外来・検査センターの機能を最大活用するとともに、医師会等の協力を得て、可能な範囲で検査体制強化の取組を進める。

エ クラスター発生時の初動対応として、関係者を迅速に特定するため、県・中部保健所に周辺検査の実施について意見提出するとともに、市独自の周辺検査等の実施について関係機関と調整する。

#### (3) 情報提供・共有

##### ア 情報提供

① 感染判明や感染予防に関する情報及びワクチン接種に関する情報、市の対応、国・県の支援制度等について、広報しまだ、市ホームページ、LINE（対応分野別情報）、ツイッターへの掲載及び相談窓口での対応により、タイムリーに情報発信を行う。また、個人情報保護や風評被害等に留意しながら、必要に応じて報道機関への情報提供を行う。

この際、高齢者等、デジタル機器になじまない住民への確実な情報伝達、重要事項の市民への幅広い周知を図るため、自治会備付のPCメールや各種団体を通じた口コミによる情報拡散等、より効果的な情報伝達について工夫する。

② ワクチン接種を含む緊急かつ重要な情報については、市長からの緊急メッセージ（動画、文書、同報無線等）を発信し、直接市民に呼びかけること

で情報への信頼度を高めるとともに、市民としての望ましい行動を促す。

- ③ 外国人に対する多言語での情報発信は、ホームページでの外国語変換機能の活用を促すとともに、必要に応じて個別分野での対応を行う。

ワクチン接種のコールセンターは5か国語の多言語対応で運用する。

- ④ 休日等においても、重要な情報は適時に市民に配信できるよう措置する。

#### イ 相談窓口

- ① 一般市民による案件ごとの相談は、引き続き市役所各課の相談窓口で対応する（市HP掲載）。
- ② 新型コロナウイルス感染に関連した子育てに関する相談や福祉施設での感染症対策の相談・保健師の派遣等の個別の対応も継続実施する。
- ③ 発熱等の場合の相談窓口は、県指定の発熱等受診相談センターで対応する。
- ④ 地域外来・検査センターを有効に活用していくため、新型コロナウイルス感染が疑われる市民の相談窓口として、かかりつけ医や近隣の診療所（島田市医師会・榛原医師会）における受診相談を実施する。
- ⑤ 3月20日から開設している「ワクチン接種のコールセンター」及び5月12日から各支所・公民館で臨時開設した、高齢者への対面式「予約相談・支援窓口」において、接種の相談やスマホ等による予約を支援する。
- ⑥ クラスター発生等、相談案件が急激に増加することが予想される場合は、臨時の相談窓口や周辺検査受付窓口を設置する。

#### (4) 感染予防・まん延防止措置

##### ア 市民及び家庭での対応

- ① 家庭内感染、特に同居する高齢者への感染を予防するための生活様式の実践。努めて食器の使い回し等を避け、トイレのドアノブ・テレビリモコン等共用部分の消毒等により、接触感染のリスクを低減する。
- ② 職場、外出時、イベント・行事・会合の出席時、飲食時における3密回避処置、マスク着用・手指消毒、換気等の衛生対策の実践
- ③ 感染拡大地域との往来（本人・家族・親戚・知人・友人等）は、県の警戒レベルに応じた呼びかけに準じて対応
- ④ 免疫力の維持・向上のために、適度な運動、バランスのとれた食事、十分な休息・睡眠、規則正しい生活習慣を心がける。
- ⑤ 3密回避や衛生対策が十分に行われている飲食店の利用に努める。
- ⑥ 「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり」の感染リスクが高まる「5つの場面」での行動について注意喚起を行う。特に会食時のこまめなマスク着用に努めることや会話を控えた会食（黙食）を呼びかける。
- ⑦ その他「新しい生活様式」の実践例を参考として日常生活を送る。
- ⑧ 新型コロナ接触確認アプリ「COCOA」を積極的に活用する。
- ⑨ 今後の季節特性を考慮し、マスク装着については熱中症への影響等をも考

慮したうえで、適時適切な使用に心掛ける。

#### イ 事業所等の対応

- ① 業界団体での感染予防マニュアル等を参考に、事業所としての職場内での感染予防対策をさらに徹底するとともに、時差出勤やテレワーク等、できる範囲での取組を進める。  
併せて、従業員の平素の健康管理や定期健康診断を確実に実施する。
- ② 従業員に感染者が発生した場合の、従業員の治療及び家族の看護のための休暇取得への配慮
- ③ 感染者発生時の対処、調査や消毒のための一時休業（部分休業）と企業としての事業継続措置の実施
- ④ 感染予防対策や感染発生時の事業継続計画等について、他事業所でのクラスター発生事例を教訓として、定期的に現場レベルでの検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

#### ウ 飲食店等における対応

- ① 特に感染発生時の状況把握が難しい傾向となる飲食店等については、山梨モデルを参考に客（代表者）に記名をお願いする。
- ② 県が実施するモデル事業（認証制度）と連携し、飲食店に対して特に飛沫飛散防止に重点を置いたキャンペーンを実施する。（POPの作成、配布など市として感染拡大防止に努めるとともに、安心して利用できる環境をつくる）

#### エ 公共施設の利用

- ① 3密回避対策や出入時の消毒・マスク着用・検温等の衛生対策を徹底する他、国・県によるイベント開催制限の指針に基づく人数制限、必要に応ずる施設内の一部機能の利用制限を行いつつ、施設の設置目的に応じた利用とする。  
この際、市役所及び支所に設置した体温検知システム等を有効活用する。
- ② 公設の一部観光施設については、当面、「静岡県新型コロナウイルス感染症に関する対応指針〈宿泊施設・観光施設用〉」に基づく感染拡大防止対策を講じながら、国・県・市の事業者支援キャンペーンを最大限に活用して営業活動を継続する。なお、宿泊施設においては、感染拡大地域からの宿泊者に留意する。
- ③ 施設利用者や従業員等に感染者が発生した場合等の休業は、利用者の安全確保のために真に必要な場合に限り、限定的かつ一時的に行う。この際、当該施設の利用目的や利用者の特性、休業した場合の影響と代替手段確保の必要性等を十分に考慮する。

#### オ 小中学校における対応

- ① 感染予防に関する文部科学省及び市で策定したマニュアルに基づき、学校内での児童生徒及び教職員の感染予防対策を徹底し、教育活動を継続する。  
学校行事については、関係する地域や校内等における感染状況等を考慮してその都度、実施の有無や実施方法等を検討する。

- ② 児童生徒及び教職員に感染者が発生した場合等の休業は、児童生徒及び教職員の安全確保のために必要に応じて行う。
- ③ 放課後児童クラブの対応は、小学校に準ずる。ただし、小学校が一時休業となった場合は、開所ニーズが高まることもあることから、個別の状況に応じた対応を検討する。

#### カ 保育所等における対応

公営施設は次のとおり対応するとともに、民営施設に対しても同様の対応を要請する。

- ① 随時、園等を通じた保護者への感染予防対策の徹底の呼びかけを行う。
- ② 感染予防に関する衛生管理マニュアル及び市で策定したマニュアルに基づき、保育所内での園児及び職員の感染予防対策を徹底し、運営を継続する。園行事については、地域や施設における感染状況等を考慮してその都度、実施の有無や実施方法等を検討する。
- ③ 職員の行動、及び保育園等施設の出入者の把握のための記録を行う。
- ④ 園児及び職員に感染者が発生した場合は、保護者への影響が極めて大きく園児の安全確保のために真に必要な場合に限り、限定的かつ一時的に休業を行う。状況により、休業ではなく、登園自粛要請で対応する選択肢も検討する。

#### キ 社会福祉施設の対応

公営施設は次のとおり対応するとともに、民営施設に対しても同様の対応を要請する。

- ① 感染予防マニュアルに基づき、入所型施設については緊急やむを得ない場合を除く面会の制限、納入業者の行動限定、職員の衛生管理、施設内の消毒及び入所者の健康管理等の対策を継続する。
- ② 市は県と連携し、特に比較的規模の大きい高齢者福祉施設を重点対象に、より効果的な感染予防対策や衛生対策についての研修や助言の実施などの必要な支援を行う。
- ③ 入所型の福祉施設は、利用者や職員の中から感染者が発生したときは、当該感染者との生活空間等の区分けを行うとともに、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録の確認や、入所者及び職員の検査の実施等により、感染者及び濃厚接触者の有無を迅速に把握する。  
また、通所型、訪問型併設の福祉施設について、さらなる感染拡大を防止するために臨時休業等する場合は、介護支援専門員等と連携して利用者に対し適切な代替サービスの提供が行われるよう対応する。
- ④ 市は、上記に係る県の対応に積極的に協力するとともに、当該施設の感染対策強化や施設運営継続について、必要な支援を行う。
- ⑤ 高齢者施設等の従事者が業務上の理由で感染拡大地域を訪問した場合における、事業者が負担するPCR検査費用の一部を助成する。

## ク イベント・会合等の開催

- ① 「静岡県イベント開催における感染予防指針」を踏まえ、3密回避対策及び出入時の消毒・マスク着用・検温・換気等の衛生対策の徹底、並びにイベントの形態や種別に応じた感染予防対策を講じたうえで開催する。

また、全国的・広域的なイベントの開催時には、来場者の居住地におけるガイドライン・対処方針等を踏まえた上で、ご来場の検討をいただくように呼びかけを行うとともに、その際の情報発信の内容に留意する。

- ② 市が主催する行事・会合・講演会等の開催については、その目的や効果等の必要性、感染予防対策の徹底可能性及び社会的影響度を十分に検討する。

開催に当たっては3密回避等の感染予防を含めた各種衛生対策を徹底し、感染リスクを最小限に抑えるとともに、参加範囲の確認に努めるなど実施要領を最大限工夫する。

また、行事等終了後、その目的達成度や感染予防対策の徹底状況を検証し、新型コロナウイルス感染状況収束後の行事開催のノウハウを蓄積する。

なお、オリンピック事前合宿の受入れ時の感染予防対策等については内閣官房により承認された「東京オリンピック・パラリンピック ホストタウンにおける選手等受入れマニュアル」により対応する。

- ③ 地域限定のイベントや会合は、地域活性化・地域コミュニティの強化・防災対策・見守り活動などを維持・継続する為、3密回避対策や衛生対策を徹底し、事業の目的や必要性を考慮した上で、努めて少人数・短時間で開催する。

この際、感染事例発生時の初動対応を迅速・的確に行うため、参加者を確認・記録することに努める。

市として、地域でのイベント開催に伴う感染予防対策について、要望に応じて相談を受け、助言を与える等の対応を行う。また、感染予防対策として活用するために、自治会備付用の非接触型体温計や催事等の主催者に向け用意した備品類の貸出を行う。

- ④ 球技場、公園等での同好会やスポーツクラブ等の集団活動を行うに当たり、休憩やミーティング等でマスク無しで密接状態になった場合、変異ウイルスの影響により屋外においても感染リスクが高まることを、関係者に注意喚起する。また、バーベキュー等はさらに感染リスクが高まることについて、関係者に注意喚起する。

## ケ 関係法令改正に基づく対応

- ① 感染症法、新型インフルエンザ等特別措置法の改正に基づく「まん延防止等重点措置」等への対応は、感染拡大の状況や市の社会経済活動に与える影響等について、県と慎重かつ十分な検討を重ねたうえで具体的措置を講ずる。

- ② 「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、一定レベルで行動制限を求める場合、必要な市民サービス維持と利用者及び職員の感染予防等を考慮し、職員配置や市役所本庁・出先機関の対応要領をあらかじめ具体化する。



(5) 医療体制

ア 島田市立総合医療センターの対応

- ① 新型コロナウイルス感染症に対応する診療体制を継続し、感染症指定医療機関として、地域において求められる役割を果たしていく。
- ② 病院の特性を踏まえた組織的・総合的な感染予防対策を講じつつ、外来・入院診療を継続する。島田市総合医療センター開院後も、従来の病院内感染対策を徹底する。
- ③ 今後の医療ニーズへの対応  
地域の医療、保健・福祉機関と連携し、地域医療、救急医療や災害拠点病院としてのニーズに対応すべく、令和3年5月2日に開院した島田市立総合医療センターの運営体制を整備する。

イ 島田市地域外来・検査センター

PCR検査体制強化のため、県の業務委託として、島田市地域外来・検査センターの運用を継続する。

ウ 高齢者または基礎疾患を有する者が高齢者施設等へ新規に入所する場合、希望によりPCR検査を無償で実施し、重症患者とクラスターの発生を防止することで医療提供体制の確保を図る。

エ 幼稚園・保育所、学校及び高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合等において、保健所長が濃厚接触者として特定した者以外で、当該感染者と接触した疑いがあるものを対象に唾液を用いたPCR検査を市が無償で実施することにより、施設等内での感染拡大防止の徹底及び市民の不安解消に寄与する（新型コロナウイルス感染者周辺検査事業）。

当該事業は、保健所が行う疫学調査に基づく検査を補完することにより、施設等内での感染拡大防止の徹底及び市民の不安解消に寄与することを目的としており、市内でクラスターが発生した場合には、保健所と連携を図り、感染が疑われる者に対して迅速に検査を実施する。

オ ワクチン接種

- ① 当面、65歳以上の高齢者を対象に、次のスケジュールで本格的にワクチン接種を行う。7月末接種終了に向け調整する。
  - a 5月12日から75歳以上の高齢者を対象に予約開始、5月17日から接種開始
  - b 6月21日から65歳以上の高齢者を対象に予約開始、6月28日から接種開始
- ② 次の措置を講じ、円滑なワクチン接種進捗により、接種率70%以上を達成する。
  - a ワクチン接種の予約の利便性向上のための対応
  - b 集団接種会場への移動に対する便宜供与
  - c 接種会場での円滑な接種業務を行うための対応
  - d 接種予定者数の変更等に対応し、無駄ワクチンを出さないためのキャン

セル待ちリストの準備等

e ワクチン接種業務に必要なマンパワーの確保のため、ワクチン接種推進本部の統制の下、職員の配置・運用について庁内横断的な対応

③ 高齢者施設等の入所者及び従事職員に対するワクチン接種を並行して進める。この際、接種予定者数等を十分把握し、施設が希望する日時に円滑に接種できるよう必要な支援を行う。また、高齢者施設等の従事者についても、入所者へのサービス継続、クラスター抑止のため、早期に接種できるよう対応する。

④ 引き続き、医療スタッフの確保状況も考慮した柔軟性のあるワクチン接種体制構築に努める。また、ワクチン確保状況、16歳未満に対するワクチン接種の要否決定等、状況の変化に応ずる柔軟な接種体制の運用に努める。

(6) 市民生活・社会経済体制の安定確保

ア 市役所の業務継続

① 市役所全体として、また市民対応窓口や出先機関の特性に応じて、3密回避対策や衛生管理対策等の感染予防対策を徹底しつつ、業務を継続する。

この際、市役所内（出先機関を含む）における感染対策についても、現行対策について現場レベルで検証するとともに、必要な事項を改善する。

また、市役所内クラスター発生時等においても最低限の業務を継続しつつ、速やかに市役所機能が回復できるよう、あらかじめ対応策を準備する。

② 感染拡大の状況に応じ、重点的に対応すべき業務等への職員の一時的な配置を行うほか、時差出勤、在宅勤務、執務室の分離等の感染予防策を実施する。

③ 看護専門学校においては、業務の特性に応じてウイルスを校内に持ち込まない、校内で感染を拡大させない対策を徹底するとともに、緊急事態宣言下においても授業を継続するための措置を講ずる。

イ 事業所の事業継続

① 事業所は、職場における感染予防措置を強化するとともに、事業継続計画等に基づき事業を継続する。

特に、災害対応における指定公共機関に指定されている事業所に対しては、従業員の感染状況等に応じ、重要な業務を維持・継続するため、それ以外の業務を縮小・中止し、維持すべき業務に係る要員や資材を確保するよう要請する。

② 中小事業所で、事業継続計画を策定していない事業所に対し、自然災害を含めて様々なリスクに対応するための一助として、事業継続計画や事業継続力強化計画等の策定を推奨するとともに、市として資金面のみならず計画策定と体制整備についての相談にも対応する。

③ 感染拡大の状況を見極めつつ、市内での消費喚起や市民による市内観光の呼びかけの他、かかりつけ医での定期受診等、市民でできる消費拡大の動きを呼びかける。

## ウ 選挙への対応

- ① 投票の権利行使の妨げにならないよう配慮しつつ、投票所での感染症対策を行う。特に、投票所の換気、記載台の消毒は定期的に行い、個人が使用する筆記具は使用ごとに消毒を行う。個人の筆記具の持参も可とする。待機時や記載台使用時のソーシャルディスタンスの確保を確実に行う。

また、混雑を回避するため、リアルタイムで各投票所の混雑状況をネット配信する。

- ② 投開票事務に従事する選挙事務従事者は、マスクを着用する。また、必要に応じフェイスシールドの装着を行う。

## エ その他

- ① 事態の急変や緊迫に伴い、適宜、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。

- ② 感染性廃棄物の処理について、関係事業所及び家庭でのゴミとしての適切な処理を呼びかける。

- ③ インターネット上で流布している根拠のない断片情報の拡散や、感染者や医療関係者に対する誹謗・中傷、偏見・差別意識が生じないよう、根拠に基づく正しい情報を発信するとともに、繰り返し呼びかけを行う。

クラスター発生に伴い、特定の事業所や関係者に対し自粛警察等の行動が発生しないよう、適時に呼びかけを行う。

## (7) 災害時における新型コロナウイルス感染症対策等

### ア 感染症対策を考慮した避難所開設・運営要領の普及

令和2年8月に改訂した避難所運営マニュアル、啓発用DVD及び戸別配布のパンフレットを活用した講話や防災訓練を通じて避難所運営手順の確認を促す等、新たな避難所開設・運営要領の普及・定着を促進する。

### イ 避難所用の備蓄物資の充実

非接触型体温計、消毒液、マスク等の衛生対策用品のほか、パーティションルーム（テント）、簡易ベッド、大型扇風機、アクリル仕切り板、フェイスシールド等の3密回避用品の指定避難所への備蓄を促進する。

### ウ 避難先（場所）の選定・確保

- ① 避難行動は、安全確保が目的であり、指定避難所に移動するよりも、自宅の2階以上への垂直避難、親戚・知人宅への縁故避難、地区集会所への自主避難等、確実に身の安全を確保できる避難行動を選択すべきことを、継続して普及啓発する。

- ② 想定避難者の規模に照らし、現行の指定避難所での受入れが困難な指定避難所について、予備の避難所の確保・指定について調整を進める。

### エ 家庭での消毒用アルコール使用頻度が多くなる中、火気使用と相まって火災発生リスクが高まることから、継続して注意喚起する。

- (8) 感染収束後の新たな社会経済体制の変化への適応
- ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び令和3年度予算に基づく新たなビジネススタイル構築支援、移住定住促進事業等の経済対策及びDX（デジタルトランスフォーメーション）関連事業を着実に推進する。
  - イ 市民や市内事業所自らが新たな事業を創出し展開するきっかけとなる場を提供し、補助金に頼らない持続性のある事業展開につなげる。

### 3 今後の検討課題

国・県との連携の中で市としての対応が求められるもの。

- (1) 事態収束の明確な時期が未だ見通せない中で、変異ウイルス等による感染拡大が続いた場合に増加が見込まれる自宅療養者（特に家族全員が該当する場合）や濃厚接触者、自宅待機を余儀なくされた人々への対応策
- (2) (1)に加え、高齢者施設や医療機関スタッフの感染リスク軽減のためのPCR検査・抗原定量検査の必要性やその実施要領  
また、医療・介護職に従事するスタッフや保健所職員の負担軽減のための対策
- (3) 全国的には、飲食店、高齢者施設、医療機関等、一定の感染予防対策を行ってもクラスターが発生している事例が散見されることを踏まえ、客観的に感染予防対策について、施設管理者及び利用者双方に対して、チェック・助言する体制づくりの要否・方策
- (4) 急激な感染拡大に伴い隠れ感染者の把握を行うため、県・中部保健所との調整に基づく抗原定量検査や下水サンプルを利用した抗原検査等の実施の要否
- (5) 今後の経済・市民生活への影響を注意深く見極め、国・県と連携した切れ目のない社会経済活動回復施策を迅速かつ機動的な実施方策
- (6) 新型コロナ感染症流行の長期化に伴う、生活困窮、失業、メンタル面を含めた健康悪化、高齢者の家庭内転倒事故等の増加、家庭内トラブルの増加、デジタル化に係る教育格差、社会不安の増大、誹謗中傷や差別偏見等の社会的・経済的な疲弊状況の顕在化が今後顕著になることを念頭に、現行制度での対策に加えた新たな対策